

令和7年3月27日開会

令和7年3月27日閉会

令和7年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

- 議案第 1 号 専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 議案第 5 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 9 号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 議案第 3 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算
- 広議第 1 号 甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

(出席議員)

山田 厚	輿石 修	坂本 信康	木内 直子	末木 咲子
深沢 健吾	藤原伸一郎	堀 とめほ	中畷 寿	橘田 大洋
岡田 真姫	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘	小澤 重則
松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	笹本 昇	田中 一臣
小林 耐三	今村 力			

22名

(欠席議員)

小沢 宏至 新海 一芳

2名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	太田ひろみ
事務局次長	遠藤順一郎	副消防長	宮下 光夫
次長兼人事課長	林 勝	次長兼南消防署長	芦沢 岳
次長兼企画財政課長	今村 公二	警防課長	小幡 浩一
救急救助課長	落合 康貴	予防課長	佐藤 秋二
査察課長	米山 和彦	指令課長	早川 俊彦
中央消防署長	窪田 学	西消防署長	戸田 昭人
代表監査委員	佐藤 皖	公平委員	名執 忠義
公平委員	坂本太久己		

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	宮川 正孝	事務局次長	遠藤順一郎
------	-------	-------	-------

午後 4時20分 開 会

○坂本信康議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。本日の全員協議会について、傍聴したいとの申し出がありましたので許可いたしました。御了承願います。

議案審査の前に消防本部から消防指令業務等の共同運用に係る今後の予定について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、消防指令業務等の共同運用に係る今後の予定について御説明申し上げます。両面1枚ものの資料になります山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過の2ページを御覧ください。令和6年12月にも御報告させていただいておりますが、改めまして消防指令業務等共同運用の令和7年度以降の予定を御説明させていただきます。今後の予定についてはグレーの部分になりますので、その部分の御説明をさせていただきます。まず、令和7年5月から消防共同指令センターの改修整備工事の業者選定を入札により行い6月には仮契約、7月には本契約を行い、10月には共同運用に向けた職員の事前研修を実施いたします。その後、令和8年2月には仮運用を行い、4月から本運用を開始する予定でございます。以上、消防指令業務等の共同運用に係る今後の予定についての説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で報告が終わりました。この件について、質問がありますか。

○山田 厚議員 とにかく共同指令センターを作っていくことは大事な事業でありますし、大変な事業でもあるということです。ですからこのことに関しては、事前研修や仮運用の開始っていうのも丁寧にやっていたかなければならないと思うんですよね。1番最初の説明と2番目の説明では、そもそも初期費用が随分違っているし、今回は、結構な金額も費用として出ているわけですけどそれに伴って、各消防本部にしっかりした説明をしないとそんな話は聞いたことがないっていうことを言われると大変困る。それと同時にこの共同指令センターに来ていただく各消防本部の皆さん方は、通勤に1時間半も場合によったら2時間も運転してくる。大変な業務になってくるわけです。そして、要するに甲府の通報件数とほかの消防本部との通報件数では、簡単に言う3倍ほど違うという。ですから3倍ほどの労働強化になるっていうことですから、その辺のところをしっかりとしなければいけない。それから若い女性も来るような整備をされているということですから、各消防本部から若い女性も入ってくる。そうなってくると、私ど

もは歓迎しなければいけないし、結婚や出産という問題もあるわけです。しかし、それに伴う男女ともに育休を取っていくことになるのと、必ず共同指令センターの人員確保が難しくなってくる。ですからここにおけるその事前の研修やそれから仮運用をしっかりとやっていただくことと同時にローテーションなどや慣れている甲府の今まで指令センターの方々とも同時にこの研修に関わっていただき、予備の要員を必ず置かないと共同指令センターが業務的にパンクする可能性もあるんじゃないか。その辺のところを注意してやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○坂本信康議長 深澤企画財政課主幹。

○深澤企画財政課主幹 共同指令センターに配置をされる人員につきましては、国の人員基準におきましては27人という配置になりますけれども、共同運用開始する初年度の令和8年度におきましては、共同指令センターで見込まれる119番、総受信件数であったり、通信員の負担というところを考慮する中で、計30人の人的余裕を持った配置をしております。

なお、この配置人員につきましては、協議を経て決定をされている事項でございますけれども、初年度以降における配置人員につきましては、再度協議をすることとされておりますので、運用を行っていく上で、実際の119番通報の件数、職員のストレス感といったところを見る中で、協議、検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 そういう考えをしっかりとっていただきたいことと同時に共同指令センターに来入る人以外も慣れた人をそばに置かないと結構厳しいことになりはしないかと。例えば、ほかの消防本部から1時間半も時間をかけてきた人たちが3倍も働くって大変だから早めに退職してしまうとか、そういう感じが出てきてしまうんですね。今は、本当に退職するっていうのが自己都合で離職することも多くなっていますから、それらのことを判断しながら、何か甲府の指令センターにいた方々をそばに置くということもかなり重要になってきますので、その辺のところをしっかりと考えてやっていただきたいと思います。要望で終わります。

○坂本信康議長 ほかにありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、日程第3議案第1号から日程第12議案第4号までの審査を行います。はじめに、議案第1号専決処分について、当局の説明を求めます。

宮下副消防長。

○宮下副消防長 それでは、議案第1号専決処分についての御説明を申し上げます。恐れ入ります、お手元にございます令和7年3月当組合議会定例会議案目録の1ページをお開きいただきたいと存じます。この専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページを御覧ください。2の専決処分する理由でございますが、令和6年10月5日、中巨摩郡昭和町清水新居地内で発生した本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解し損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を必要としますが和解に急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年10月5日午前10時5分ごろ、中巨摩郡昭和町清水新居地内にて、昭和出張所救急自動車立体駐車場出入口を通過する際、救急自動車の上部が高さ制限バー及び看板に接触し、破損させたものでございます。次に和解の相手方は、記載のとおりでございます。損害賠償の額といたしまして、当組合から相手方が指定する支払先へ44万3,515円の支払いを行ったものでございます。以上で、議案第1号専決処分についての説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号令和6年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、日程第4議案第5号令和6年度消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元

にございます議案目録の3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、下段にあります、この補正の提案理由でございしますが、歳出第1款消防費は、職員手当等に係る常備消防費及び需用費、工事請負費、備品購入費に係る消防施設費を追加更正するものでございします。歳入につきましては、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正でありまして、地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い借入限度額を変更するものでございします。金額につきましては、4ページに記載のとおり歳入、歳出ともに9, 238万8千円を増額し、補正後の歳入、歳出予算の総額は、それぞれ40億5, 559万7千円とするものでございします。

6ページ・7ページをお開き願います。歳入でございしますが6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、退職予定者等が確定したことに伴い増額するものでございします。次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金及び9款1項1目消防債につきましては、事業費の確定に伴いまして減額するものでございします。

8ページ・9ページをお開き願います。歳出でございしますが、1款1項1目常備消防費につきましては、退職予定者等の確定に伴い職員手当等を増額するものでございします。次に、1款1項2目消防施設費につきましては、事業費が確定したことに伴いまして、減額するものでございします。以上で、日程第4議案第5号令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)について、説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 概ね了解するつもりでありますが、ただ職員手当のところの9ページになります。退職予定者の確定に伴う増額ということで、1億2400万円ほど出ていますが、

この内容を教えていただきたいと思ひます。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 令和6年度この当初予算における退職手当につきましては、その試算をしたときに令和5年度に60歳を迎える職員11名と令和6年度に60歳を迎える職員12名につきまして、令和5年10月時点での退職手当金の試算を行っております。

そうしましたところ令和5年度60歳職員の総額の半分の5名分と令和6年度60歳職員の総額の4名分の合計額の予算要求をしております。

結果的に令和6年度末までの退職職員のうち、今後、退職手当を支給する必要のある職員が19名おりました10名増となっております。内訳としましては、定年退職者5名を見込んだところこれが7名。自己都合退職者、年度末60歳に到達する職員4名を見込んでいたものが5名これで1名増。このほか勸奨の退職者について、当初見込んでいなかったのが3名。このような理由により補正になっております。以上でございます。

○**坂本信康議長** 山田 厚議員。

○**山田 厚議員** そうすると予定の人員が増えたということで、中途退職者、勸奨3名、定年の方が増えたっていうことになってくるわけですが、そうなってくると職員の消防力整備指針の関係では、この間努力はされてきていますけれどその辺のところは、指針の数と充足率はどうなるかその辺のところを教えてください。

○**坂本信康議長** 今村次長兼企画財政課長。

○**今村次長兼企画財政課長** 職員の充足率というところでございますけれども、最新の国の方で公表されている当消防本部の充足率は令和4年度になります。充足率は当消防本部では、現在73.7%ということになります。全国と比較すると全国が79.5%となりますので、マイナス5.8ポイントで28人不足というような状況でございます。以上でございます。

○**坂本信康議長** 山田 厚議員。

○**山田 厚議員** ぜひこのところの整備指針に向けて努力していただけないかと。それから超過勤務手当の関係で予算の方でも伸びているところは多くは触れませんが、やっぱり厳しさが増しているということですから、ぜひ職員の確保充実と中途退職者を生み出さないシステム体制を作っていただきたいと思っております。要望でございます。

○**坂本信康議長** ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○**遠藤事務局次長** それでは、議案第6号甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等

に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案目録の15ページとあわせて、議案第6号資料1 議案概要を御覧ください。議案提出の目的につきましては、本組合では、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職場を完全に離れて休業する育児休業制度と勤務時間の初めと終わりに2時間を上限に休業する育児部分休業制度を設けており、今般、これらのほかに正規の常勤職員の勤務時間の半分程度の勤務時間とすることができる育児短時間勤務制度を新たに導入いたします。このことにより、職員のライフスタイルに合った制度の選択肢が増え、より一層の職員のワーク・ライフ・バランスの推進により働きやすさが向上し、職員の中途退職の防止にもつながることが期待されますことからあわせて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の内容につきまして、御説明いたします。まず、改正概要といたしましては、育児短時間勤務制度は、小学校就学始期に達するまでの子を養育する常勤職員について、請求に基づき、公務の運営に支障がない場合に、次にあげる形態により育児短時間勤務ができる制度であります。なお、1日に勤務する時間帯は任意であり、給料は時間数に応じて減額されるものでございます。育児短時間勤務の形態といたしましては、週19時間25分勤務、週19時間35分勤務、週23時間15分勤務、週24時間35分勤務の4種類でありまして、いずれかを選択できるものでございます。

次に対象職員につきましては、正規の常勤職員で小学校就学始期に達するまでの子を養育する者であります。

次に運用方法であります。職員の意思を尊重するとともに、最大で週の半分程度が不在となることに伴う職場の事務負担軽減のため、当面の間、人事異動方針を通じて、職員は、育児短時間勤務を希望する年度の前年度1月までに所属長を通じて消防本部にあっては、人事課に、消防本部以外にあっては、事務局に取得意向を伝える運用を行い、人事異動にも配慮するなど職員の希望と職場の意向のミスマッチを極力少なくしていくものであります。

議案概要の裏面を御覧ください。改正する条例につきましては、甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例、甲府地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の5条例でございます。

次に、改正する規定について、御説明いたします。議案目録の15ページを御覧ください。合わせて新旧対照表も御確認ください。改正条例第1条の甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児短時間勤務制度の導入に伴い、勤務形態、短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続き、短時間勤務の承認の取消事由等について、所要の改正をするものでございます。

次に議案目録の19ページをお開きください。改正条例第2条の甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部改正につきましては、育児短時間勤務制度の導入に伴い、短時間勤務職員の給料月額算出方法や時間外勤務手当算出の取扱い等について、所要の改正をするものでございます。

次に議案目録の20ページをお開きください。改正条例第3条の甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児短時間勤務制度の導入に伴い、短時間勤務職員の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振り等について、所要の改正をするものでございます。

次に議案目録の22ページをお開きください。改正条例第4条の甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部改正等に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に議案目録の23ページを御覧ください。改正条例第5条の甲府地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正をするものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和7年4月1日とするものであります。

以上で、議案第6号甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 簡単にお聞きします。対象人員は、どの程度想定されていますか。

○坂本信康議長 遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 ただいまの質問にお答えします。現在、育児休業また部分休業等を取得している職員数からして1名及び2名を見込んでいるところでございます。

○坂本信康議長 ほかに質疑ありませんか。それではこれをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第7号甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案目録の25ページとあわせまして、議案第7号資料1 議案概要及び資料2 新旧対照表を御覧ください。

まず、議案提出の目的につきましては、令和6年5月31日に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたほか、人事院勧告でも子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充が示されたことに伴い、国家公務員等においては、子の看護休暇、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大などの見直しを行い、令和7年4月1日に施行することとされております。

地方公務員においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払うことが求められていることから、本組合職員においても子の看護休暇、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大などの見直しを行うため、甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の内容につきまして、御説明いたします。改正の概要につきましては、まず、子の看護休暇の名称の見直しとしまして、子の入園、卒業式、入学式等への行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも取得が可能となるよう取得事由を拡大するため、子の看護休暇を子の看護等休暇に改めるものでございます。

次に時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大といたしまして、時間外勤務の制

限の対象の子について、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものであります。

次に仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備といたしまして、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等として、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）の3点について規定するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和7年4月1日とするものであります。

以上で、議案第7号甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第8号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について御説明いたします。議案目録の27ページとあわせまして、議案第8号資料1 議案概要及び資料2 新旧対照表を御覧ください。

まず、議案提出の目的につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役、禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、懲役、禁錮が規定されている条例につきまして、整理条例として改正を行うものでございます。

次に、議案の内容につきまして御説明いたします。改正の概要につきましては、懲役及び禁錮を拘禁刑に改正といたしまして、刑法に規定する刑罰のうち、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、懲役及び禁錮の用語を拘禁刑に改めるものであります。

次に経過措置の規定の罰則の適用に関する経過措置といたしまして、整理条例の施行前に犯した罪は、整理条例の施行後に発覚した場合であっても懲役及び禁錮が適用されます。また、整理条例の施行後に犯した罪は、他の条例の規定の経過措置により懲役及び禁錮が適用されると規定されていても、拘禁刑が適用されることになるものであります。

次に人の資格に関する経過措置といたしまして、懲役又は禁錮に処せられた者を欠格条項等の要件と規定している条例のうち、経過措置等によって懲役又は禁錮に処せられた者を欠格条項等の要件と規定しているものについては、整理条例の施行後は、拘禁刑に処せられた者とみなすこととされます。また、懲役又は禁錮が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなすこととされます。

次に改正する条例につきましては、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例、甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例、甲府地区広域行政事務組合表彰条例及び甲府地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の4条例でございます。

最後に附則につきましては、この条例は、令和7年6月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第9号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案目録の31ページとあわせまして、議案第9号資料1議案概要を御覧ください。

まず、議案提出の目的につきましては、人事院は令和6年8月8日に国家公務員の給与改定を勧告し、この内容を盛り込んだ一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月25日に公布されました。これを受け本組合職員の給与制度においても令和7年度から実施される社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改定等を行うものとし、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案の内容につきまして、御説明いたします。まず、行政職給料表及び消防職給料表の改定といたしまして、職務や職責をより重視した給料体系となるよう見直しを行い、主任級から管理職については、初号給近辺の号給をカットして各級の初号の額を上げるとともに、管理職については、刻みの大きい号給構成といたします。

次に昇給制度の改正といたしまして、行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級相当以上等である職員を昇給させる場合の昇給の号給数の見直しを行うものでございます。また、本組合においては、特定職員を行政職給料表及び消防職給料表7級以上としておりますが、今般の改定に併せて、国家公務員の昇給制度に準じた規定に改正をいたします。

次に扶養手当の改正につきましては、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応するため、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げるものでございます。また、受給者への影響を少なくする観点から、経過措置として、令和7年度は、配偶者に係る手当額を月額3,000円、子に係る手当額を月額11,500円とすることといたします。

次に通勤手当の支給限度額の改正につきましては、1か月あたりの交通機関等に係る通勤手当の額の支給限度額を15万円に引き上げるものでございます。

次に5管理職員特別勤務手当の支給対象時間等の改正といたしまして、これまで午前0時から翌日午前5時までとなっていた平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時までに拡大するものでございます。

次に令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定につきましては、令和6年12月組合議会において議決をいただき、引き上げました期末手当及び勤勉手当の支給月数0.1月分を令和7年度以降は、6月支給期と12月支給期に再配分するものでございます。なお、年間の支給月数は、4.6月で変更はございません。

次に定年前再任用短時間勤務職員等の手当の改正につきましては、定年前再任用短時

間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、現在支給されていない住居手当を支給するものでございます。以上が今回の条例改正の概要でございます。詳細につきましては、資料2新旧対照表を御参照ください。

最後に議案目録の42ページ・43ページをお開きください。附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。第2項及び第3項は、給料表の改定に伴い、令和7年4月1日に対象となる職員の号給の切替え等について規定するものでございます。第4項は、先ほど、議案概要で御説明させていただいたとおり、扶養手当の経過措置を定めるものでございます。第5項は、本条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任するものでございます。

以上で、議案第9号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について御説明をおわらせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子議員。

○木内直子議員 扶養手当の支給額が変更になるということで、特に配偶者の場合、令和8年以降が廃止になるということですのでけれども、この影響で支給額が現在よりも減額となる職員の数はわかりますか。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 ただいまの質問にお答えいたします。令和7年度における扶養手当の改正によって、影響を受ける人数でございますけれども、職員が扶養している配偶者は86人が影響しているということでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 木内議員さんが言われたように配偶者の手当を廃止するっていうのはちょっとねこれは納得できないところです。というのは、女性だけが配偶者じゃなくて男性も配偶者ということになるわけですから、今ほとんど家庭では、夫婦2人なら夫婦2人とも働いている家庭ですよ。そして男性も女性も統計では何百万人と言われているけども、メンタルとかで傷病休暇取っている人たちもいると、休職されている方もい

る、離職されている方もいる。そういう方のためにも、維持したほうが良いという考え方が当然じゃないかと思えます。子供1人当たりの扶養親族手当は1500円。令和8年では3000円増えるとしても、この6500円も廃止されるということはいかかなものか。この辺のところは、やっぱり同意するっていうことはかなり難しいかな。そもそも中立的な制度は、どこに対して中立なのかがよくわからないということです。以上です。これは、意見として終わります。

○坂本信康議長 ほかに質疑ありませんか。それではこれをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第10号甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案目録の53ページとあわせまして、議案第10号資料1議案概要を御覧ください。

まず、議案提出の目的につきましては、令和6年5月17日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律附則第28条及び第29条において、国家公務員退職手当法の失業者の退職手当に関する規定が改正され、令和7年4月1日から施行されることになりました。これを受けまして、甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例においても、国に準じて規定を整備するほか、あわせて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の内容につきまして、御説明いたします。改正の概要につきましては、就業手当の廃止及び就業促進定着手当の支給上限額引下げといたしまして、就業促進手当のうち、1年未満の非正規雇用等の職業に就いた失業給付の受給資格者に支給する就業手当が廃止されるとともに、再就職手当の支給を受け、引き続きその再就職先に6か月以上雇用された場合に、離職前の賃金から再就職後の賃金が低下していた者に低下していた賃金の6か月分を支給する就業促進定着手当の支給額の上限が支給残日数の20%に引き下げられることに伴い、同条例第13条第11項第4号及び第14項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給要件等を雇用保険法の規定に準じたものとするものでございます。

次に地域延長給付の暫定措置の延長につきましては、倒産、解雇などの理由により離

職した者や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職した者のうち、雇用機会が不足する地域として指定された地域内に居住し、重点的に再就職の支援が必要であると認められた者に対する基本手当の給付日数を延長する暫定措置が令和9年3月31日以前の離職者までに延長されることに伴い、同条例附則第7条においても同様に暫定措置を延長いたします。

次にその他といたしまして、国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、この法律を引用する条項等を整備するものでございます。

次に、改正する規定について、御説明いたします。議案目録の53ページ・54ページと合わせまして、資料2の新旧対照表の1ページ・2ページ及び4ページを御覧ください。第9条第5項及び附則第5条につきましては、国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、この法律を引用する条項等を整備するものでございます。

次に、新旧対照表2ページ・3ページを御覧ください。第13条第11項第4号につきましては、就業促進手当に相当する失業者の退職手当の支給要件を安定した職業に就いた者とするものであります。これにより、就業手当に相当する手当が廃止となります。同条第14項につきましては、基本手当に相当する失業者の退職手当の算定について、廃止となった就業手当に相当する手当の規定を削除するものであります。

次に、新旧対照表の4ページ・5ページをお開きください。附則第7条につきましては、地域延長給付の暫定措置を令和9年3月31日以前の離職者まで延長するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を国立大学法人法の改正に関する規定については公布の日から、雇用保険法の一部改正に関する規定については令和7年4月1日からとするとともに、就業促進手当に相当する失業者の退職手当に関する改正内容については、施行日以降に退職した者に適用する旨の経過措置を設けるものでございます。

以上で、議案第10号甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について御説明をおわらせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号令和7年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算から議案第4号令和7年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算までの3案を一括して当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第2号から議案第4号のうち、事務局所管の提出案件につきまして、御説明いたします。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除き、省略をさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の冊子、A4横版になります令和7年度予算に関する説明書の1ページをお開きください。令和7年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり、70億2,852万2千円でございます。対前年度比30億2,906万6千円の増額でございます。

それでは、議案第2号令和7年度一般会計予算について、御説明いたします。7ページをお開きください。1の総括にあります歳入また8ページの歳出でございますが、予算総額はともに5,462万3千円で対前年度比490万2千円の増額でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして、御説明いたします。8ページの2歳入の欄を御覧ください。1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町から均等割り10%、人口割り90%の割合で納入していただきます負担金でございます。

次に、9ページを御覧ください。2款1項1目利子及び配当金につきましては、説明欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出でそれぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てをするものでございます。

次に、11ページをお開きください。3の歳出でございますが、1款1項1目議会費は、組合議会の運営経費でございます。主なものにつきまして、御説明いたします。1節報酬は、組合議会議員24名分の報酬でございます。8節旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。10節需用費は、主に地方議会事務提要等の追録に要します費用でございます。13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴います、バ

ス借り上げ料、及び議員懇話会会場借り上げ料でございます。

次に、12ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。主なものにつきまして、御説明いたします。1節報酬は、管理者等の特別職の報酬等でございます。2節給料から4節共済費につきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、予算書・決算書等の印刷製本費が主なものでございます。12節委託料は、組合ネットワークシステム運用保守業務、組合例規集更新データ作成業務等でございます。13節使用料及び賃借料は、複写機、事務連絡用自動車のリース料及び組合例規集データベースシステムの使用料等でございます。次に、13ページを御覧ください。24節積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。次に、2目の公平委員会費は、公平委員3名分の報酬でございます。次の3目財政調整基金費から5目消防施設整備事業等基金費は、歳入の財産収入に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2項1目監査委員費でございますが、1節報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。10節需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

次に、14ページをお開きください。3款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第2号令和7年度一般会計予算についての御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第4号令和7年度国母公園管理事業特別会計予算について、御説明いたします。恐れ入りますが50ページをお開きください。1の総括にあります歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに2,860万9千円で、対前年度比323万1千円の増額でございます。

次に、51ページを御覧ください。2の歳入でございますが、1款1項1目国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町から均等割り30%、人口割り70%の割合で、納入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目公園使用料は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

次に、52ページをお開きください。4款1項1目国母公園管理基金繰入金は、後ほど、歳出で御説明いたしますが、国母公園内の改修工事の財源として、基金から繰り入れるものでございます。

次に、54ページをお開きください。3の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、公園管理に要します経費でございます。主なものにつきまして、御説明いたします。1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、光熱水費、事業用及び建物修繕費等でございます。12節委託料は、公園内の清掃作業、樹木の整枝剪定業務等の委託料でございます。14節工事請負費は、屋外トイレ、水飲み場など、国母公園内施設の改修工事の経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

以上、議案第2号から議案第4号までのうち、事務局が所管する2つの会計の歳入・歳出予算について、説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、今村次長から御説明いたします。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 引き続きまして、議案第3号令和7年度消防事業特別会計予算につきまして、説明いたします。それでは、お手元の令和7年度予算に関する説明書の27ページをお開きいただきたいと思います。

なお、金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き省略させていただきます。

令和7年度消防事業特別会計の予算（案）であります。27ページ歳入、28ページ歳出ともに同額の69億4,529万円で、前年度と比較いたしまして30億2,093万3千円の増であります。この増額の主な要因につきましては、消防共同指令センターの進捗状況等に関する説明会でお話しさせていただきました31億763万2千円の改修整備工事によるものであり、この金額は国中6消防本部の事業費となります。この財源につきましては、5消防本部から受け入れる負担金と甲府広域の負担分については、緊急防災・減災事業債を財源といたします。

27ページ歳入の増額の主な要因につきましては、1款負担金のうち、消防指令事務協議会負担金や9款組合債のうち、消防施設整備事業に係ります消防債の増額が主な要

因となっております。

28ページ歳出の増額の主な要因につきましては、1款消防費のうち、人事院勧告に伴う人件費の増額、消防共同指令センターの改修整備に伴う工事請負費の増額などが主な要因であります。

次に、29ページを御覧ください。歳入につきましては、主なものについて御説明いたします。はじめに1款1項1目消防費負担金は、59億2,995万3千円で組織市町からの常備消防費負担金のほか4件の負担金を受け入れるものであります。説明欄にあります消防指令事務協議会負担金は、消防共同指令センターの改修整備工事や協議会事務費などについて甲府広域を除く5消防本部分の負担金を受け入れるものでございます。

次に、2款1項1目消防手数料は、危険物施設許認可等の手数料であります。

次に、30ページを御覧ください。5款1項1目財産貸付収入は、各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次に、31ページを御覧ください。6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、退職手当等に充当するもので予算額1億5,507万6千円であります。

次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金は、車両更新計画に基づく救急自動車3台の更新やLED照明導入工事などの施設整備に充当するもので予算額1,000万円であります。

次に、32ページを御覧ください。8款2項1目雑入は、高速自動車国道における救急業務支弁金などであります。

次に、9款1項1目消防債は、救急自動車3台の更新、LED照明導入工事、消防本部庁舎防水工事及び消防共同指令センターの改修整備工事に係る甲府広域分の事業費に充当するためのもので予算額8億4,010万円であります。以上が歳入に係る主な内容であります。

次に、33ページをお開き願います。歳出につきましては、主なものについて御説明いたします。2節給料から4節共済費までは、消防職員339名と短時間再任用職員17名の計356名分に係る人件費であります。10節需用費は、救急活動などで使用する消耗品費をはじめ、消防庁舎の光熱水費、防火衣更新等の被服費、消防車両の修繕、点検、燃料などに要する経費であります。

次に、34ページを御覧ください。1款1項2目消防施設費であります。10節需

用費は、非常用発電設備の1年点検及び部品交換に要する経費であります。14節工事請負費は、消防本部庁舎防水工事やLED照明導入工事などに要する経費であります。

17節備品購入費は、当消防本部の車両更新計画に基づく東部、田富、敷島出張所の高規格救急自動車の更新整備に要する経費であります。

次に、35ページを御覧ください。1款1項3目消防指令事務協議会運営費は、国中6消防本部による山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会に係る予算を計上したものでありまして予算額は、31億4,750万3千円となっております。12節委託料、14節工事請負費に消防共同指令センターの改修整備工事等の予算を計上しております。その他の項目につきましては、協議会事務費や消防共同指令センター仮運用に係る経費などであります。この3目の消防指令事務協議会運営費の財源につきましては、5消防本部からの協議会負担金と消防債及び一般財源を主な財源としております。

次に、36ページを御覧ください。2款1項公債費は、消防施設等整備事業の財源として起債しました消防債の元金と利子の償還金であります。増額の要因につきましては、令和4年度に借入れを行った消防債の据置期間終了や金利上昇に伴うものであります。

以上で、議案第3号令和7年度消防事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

橘田大洋議員。

○橘田大洋議員 甲府地区広域行政事務組合の職員の安全安心な甲府広域づくり、住民の生命、身体、財産を災害から守るため、全職員が全力を尽くし職務遂行に取り組んでいただいていることに大変感謝申し上げます。また、先日の1月18日の大蔵経寺山林野火災におきましても、常備消防100台413名、消防団107台402名の活動により、鎮火するに当たり2週間かかりましたが、現在も和歌山県、愛媛の林野火災は、まだ続いている状況です。報道を見ますと他人事ではないなというふうに感じるところでありますが、無事に消防職員、消防団職員も無事に活動終了することに対しまして、重ねて感謝申し上げます。

また、令和6年度消防事業にもありましたが、人材育成、執行体制の充実。令和7年

におきましても、職員の教育訓練につきまして、消防プリセプターシッププログラムを継続実施する中で消防力の継続向上、維持向上を図って参るという説明を聞かしていただきました。先日2月に消防のハラスメントという記事がございました。これは総務省消防庁の方から県の各都道府県の消防担当の部署に出ているものですが、消防本部におきましても令和7年ハラスメントに対しましての研修についてお聞かせいただきたいと思っております。また、通報体制の確立についても、重ねてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 ただいまの令和7年度におけるハラスメント等の研修等につきましては、予算として報償費30万円一応見込んでおりまして、6年度に関しましてはハラスメント研修は行っておりますが、7年度につきましても引き続き、内容等はこれから検討していく予定となっておりますがハラスメント研修等々を開催していきたいと考えております。

また、相談や通報体制の確立の部分につきましては、令和6年10月にハラスメント相談対応マニュアルを新たに作成しております。こういった体制について、マニュアルを職員の皆さんに周知を図っているところであります。相談の体制でございますが、そういった本人がハラスメントを受けたような場合は、相談窓口を人事課と消防長が指定する職員がその相談員となって相談窓口を設置しまして相談を受け入れる体制となっております。以上でございます。

○坂本信康議長 橘田大洋議員。

○橘田大洋議員 ありがとうございます。職員330名うち女性職員が14名在職していると聞いております。全職員、ハラスメント等が起きることがないように各職員、研修等を積んでいただいで職務遂行ができるようお願いしたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

○坂本信康議長 ほかに質疑ありませんか。

木内直子議員。

○木内直子議員 何点か質問をしたいと思っております。まず令和7年度の職員の体制をお聞きします。予算に関する説明書37ページを見ますと短時間、パートタイム会計年度任用職員合わせて、新年度367人となっておりますが、この人数で充足率は、令和7年度

何%になるのでしょうか。そして、令和7年度の女性消防吏員の数は、何人で何%になるのでしょうか。また男性の育児休暇のことですけれども、増えてきているとお聞きしていますが、令和7年度はどうなっていくのか。また男性の場合、期間をそれほどとらないという傾向もあると思いますけれども、増やすための取り組みはどのようにされていくのかということをお聞きしたいと思います。

最後に体制について、今年度から日勤機動救急隊がスタートしています。今年度の実績を踏まえて新年度はどのような取り組みをしていくのかと思ってお聞きしたいと思います。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 職員の充足率について、令和7年度というお話でございましたけれども、現在、正式に公表されているような実態調査というものが、令和4年度に行われた数字が全てでございますので、7年度を仮に出したとしても基準がそもそも、違っておりますので、今のところお答えできるのが令和4年度の当消防本部の充足率73%ということになります。以上になります。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 それでは女性消防吏員の数でございますけれども、令和7年3月1日現在で12名となっております。また育児休業の取得状況でございますけれども、こちら令和7年3月1日現在で男性が7名、女性が0名という状況となっております。

その育休の取得は、年々増えてきておりますが、増やす取り組みといたしましては、仕事、子育て両立支援プランというものを作ってございまして、数値目標等が入っており、そのプランを幅広く職員に周知しております。また育児休業を取得した場合、共済組合から手当金が出ることを掲載、周知をしているところでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 それでは、日勤機動救急隊につきまして御回答いたします。まず日勤機動救急隊の運用開始から本年2月末までに377件に出場をしておりますので、日勤機動救急隊の運用によりまして、出場件数の分散が図られたものと考えております。また、令和7年度につきましては、貢川出張所に日勤機動救急隊を配備いたしまして、4名の救急救命士により運用を行う体制としております。以上でございます。

○坂本信康議長 木内直子議員。

○木内直子議員 お答えいただきましてありがとうございます。男性の育児休業の施策というところでも、積極的に取り組んでくださるというところで、先ほど管理者の所信の中にワーク・ライフ・バランスという言葉が2度ほど出てきて、やはり、そういう点でも非常に大切なことだなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。そうになると、その職員、その体制が十分なのかというところが非常に気になるところですが、引き続き、注視していきたいと思います。

もう1点お聞きしたいのが、先ほど橋田議員さんの方からも出されましたが、林野火災が非常に気になります。全国的世界的に多発している印象があります。先ほど大蔵経寺山火災の件もありましたが身近なこととして、感じてらっしゃる方も多いと思います。ひとたび発生すると、非常に大きな損失になるなというところですが、本当にこの度は、多くの消防職員の皆さん、そして消防団員の皆さんが大変な働きをしていただいて、最悪な事態は免れたかなというふうに思っています。この林野火災に対して、令和7年度、どのような取り組みをして発生を抑えていく考えが何かありますでしょうか。

○坂本信康議長 小幡警防課長。

○小幡警防課長 ただいまの質問にお答えいたします。新年度の当消防本部の取り組みといたしまして、連携訓練の実施。警戒パトロールの実施。啓発看板の設置及びホームページ等での注意喚起を含めた啓発活動を随時実施して参ります。特に今年度はすでに大蔵経寺山林野火災や過去事例を踏まえ、大蔵経寺登山道入口にも啓発看板を設置し、警戒を図ったところであります。以上となります。

○坂本信康議長 木内直子議員。

○木内直子議員 なかなか啓発看板だけだと難しい部分もあるかなというところもあります。原因に関しても様々な原因があるんだろうと思いますが、そういうところも解明していただいて啓発看板だけでなく、積極的な啓蒙活動や対策やらをとっていただいて、まずはその火災が発生しないような取り組みをお願いしたいなということを要望して、私の質問は終わります。

○坂本信康議長 ほかに質疑ありませんか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 まず要望ですけど、会計年度任用職員なり、任期付職員なり、再任用

職員なりを条例ということでもないですけど、一定のルール規則要綱みたいなものは、内部で用意した方がいいと思います。これは要望で終わっております。

女性職員を一定程度、増やして頑張らせていただいているということで、職場環境整備も行われているということで、これは前もって進めていただきたい。当然そのパワハラに関してはセクハラの問題もありますので、我々も無自覚の場合に悪気が無くてセクハラということもあるので、その辺のところをぜひ研修に入れていただきたい。それからパワハラの関係は、過大な要求が累計で明らかになっておりまして、必要な教育を受けていただく。それから遂行不可能な要求もパワハラというふうになっています。その辺のところをぜひ研修でも明らかにしていただきたいということで、これは要望どうしていきます。

それから共同指令センターの関係では、やはり1回目の説明と2回目の説明では金額が随分違ってくるし、増えるにしても減るにしても、今後は各消防本部に丁寧な説明をしていただきたいと。それから消防職員の協議会、消防職員委員会で被服の問題だけで、共同指令センターとか、人員配置の問題がほとんど出てこないっていうのは、これは職員の皆さんに説明が結構不足しているんじゃないかと。その辺のところを徹底していただきたいなと思います。

それから、我々が随分お願いしてこれいいなと思った日勤機動救急隊の関係です。今お聞きした出場件数というものは、370件なわけがこの数は、今までの救急出場の関係でいうと少なすぎるのではないかと。熱中症の関係だけでも170件近くはいつも出てきているわけですからその辺のところをお聞かせください。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 令和6年度に運用を開始しました日勤機動救急隊につきましては、病院間の転院搬送等を主な任務として運用しておりますので、出場件数が377件となっております。

なお、令和7年度につきましては、先ほどお答えしましたように4名の救急救命士を配置いたしまして、他の救急隊同様に現場に最も近い救急隊が出場する直近上位方式により出場することとしております。以上です。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 そういうことですね。つまり病院から病院へ移動するというところで頑

張ってもらったわけで、こうなってくると1日に3件ぐらいのレベルになってしまいます。事務分掌の関係で見ると、ほとんど同じ内容が書いてありましたよね。だから同じように今後、ぜひ新年度、頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、救急の到着時間の関係で、どのような傾向になっているのでしょうか。随分頑張って救急到着までの時間なりを少なくさせていただいたんですけど、この数年間延びてきてしまっている。日勤機動救急隊も入ったことですから、この現状を教えてください。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 令和5年及び令和6年の現場到着時間と病院収容時間についてお答えさせていただきますが、令和6年につきましては、速報値であることを御承知いただければと存じます。

まず令和6年中の救急現場到着までの所要時間につきましては、10分12秒でございまして、前年より6秒短縮をしております。また病院収容時間につきましては、42分12秒で12秒の延伸となっております。

現場到着時間の短縮につきましては、日勤機動救急隊が発足してからデータが少ないため、明確ではございませんが日勤機動救急隊の運用による救急出場件数の分散化が短縮の1つの要因ではないかと考えております。

また病院収容時間の延伸につきましては、救急出場件数の増加に伴う救急医療機関の逼迫及び救急搬送困難事案の増加が要因ではないかと考えております。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 とにかく頑張っていたいているということですし、日勤機動救急隊が新年度から頑張るという話ですからもっと減ってくるかと思えます。ただ病院への収容時間が延びているので、これはもう日頃から病院との連携を密にさせていただかないと。最近街中で見かける救急車は、人を収容したとしても、携帯で行き先を探しているみたいなところが結構見受けられる。ですから日常的にこの病院との連携というものをぜひ、細かく丁寧にやっていただきたいと思えます。これ要望としておきます。

次に林野火災の関係です。やはりこの林野火災っていうものになってくると人手だなあと思えます。

ヘリコプターから水を落とすというものですけども、消防団員や職員が水袋を背負っているジェットシューターの姿を見るわけですけども、そうすると消防団員と職員の数は半分半分の800名ぐらいでしたね。消防団員との連携が必要だし、消防団員の処遇も温かくしていただくことと同時に今回の予算でも本当なら入れていただきたいのは、先ほど言ったジェットシューターを需用費なり、備品購入費でも一定程度購入する必要があったのではないかと感じるわけですけどこの辺のところは、いかが議論されたのでしょうか。

○坂本信康議長 小幡警防課長。

○小幡警防課長 御質問にお答えします。ジェットシューターは、消防本部、消防署、出張所等のポンプ車

隊に3基ずつ配備されておまして、また湯村出張所の林野火災工作車に個数が今現状、把握できていませんけども、林野火災用のジェットシューターを配備しております。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 以上で終わりますけども、しっかり数を把握していただいて、少ないなって感じを受けた場合は、ぜひ検討をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○坂本信康議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で議案第1号から議案第4号までの審査を終了します。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

午後 5時40分 閉 会